

# 西東京市暴力団排除条例

～平成24年12月1日施行～



## 基本理念

- 暴力団と交際しない
- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

平成23年10月に「東京都暴力団排除条例」が施行され、都及び都民、都内の事業者が暴力団排除活動に取り組む仕組みが作られました。

西東京市が制定した「西東京市暴力団排除条例」は、都の条例を補完し、市民や市内の事業者のみなさんの安全で平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

## 【お問合せ先】

西東京市危機管理室防災防犯担当 (☎042-430-4010)  
警視庁田無警察署刑事組織犯罪対策課 (☎042-467-0110)

## 西東京市暴力団排除条例 Q&A

【Q1】 都の条例があるにもかかわらず、市独自の条例を制定する必要性は？

- A 都の条例は、当然のことながら都内全市区町村において適用されます。  
しかし、市の契約からの暴力団排除や、市が設置する公の施設において、暴力団の組織的活動を排除することなどは、市の条例制定が必要となるからです。  
また、市で条例を制定することで、将来にわたって、暴力団が市に入り込みにくい環境づくりの効果も期待できます。

【Q2】 暴力団との交際とは、どのようなものをいうのか？

- A この条例にいう「交際」とは、暴力団組織や、暴力団組織の一員として活動する暴力団員との交際をいいます。  
したがって、暴力団の組織的活動から離れた一個人としての暴力団員との私生活上の関係に立ち入るものではありません。  
また、暴力団員の家族や親族、幼馴染や隣近所につき合いがある事実のみをもって「暴力団と交際」しているとみなすものでもありません。

【Q3】 この条例において、市民や市内の事業者の責務は？

- A 市民や事業者のみなさんは、市の暴力団排除活動に協力するとともに、暴力団に関する情報を市または警察に提供するよう努めてください。  
例えば、暴力団による犯罪行為や、不当な要求行為等を見た場合や知った場合は、市または警察にその情報を提供しましょう。（匿名でも構いません。）

【Q4】 市民の安全は、どのようにして確保されるのか？

- A この条例は、市民等の安全で平穏な生活を確保することを目的としており、市民や事業者のみなさんの安全確保は暴力団排除活動の大前提となるものです。  
条例の第12条に、「市民、市職員等の安全確保のための措置」を規定しており、暴力団による事件発生時はもちろんのこと、市民や事業者のみなさんが何らかのトラブルに巻き込まれるおそれがあれば、市や警察にその情報を提供していただき、市及び警察が連携して、市民や事業者のみなさんの安全確保に万全を尽くすこととなります。

～安全で安心なまちづくりのために～  
**暴力団排除活動を推進しましょう！**

西東京市